

第 5 回
十勝中央合併協議会
会 議 録

平成 1 6 年 5 月 2 1 日

十勝中央合併協議会

第5回十勝中央合併協議会

議事日程

第5回十勝中央合併協議会

(平成16年5月21日 9時30分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第14号 新町建設計画小委員会の報告について	5分
日程第4	認定第1号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の 認定について	6分
日程第5	協議第6号 公共的団体等の取扱いについて	10分
日程第6	協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて	10分
日程第7	協議第8号 防災関係事業の取扱いについて	11分
日程第8	協議第9号 財産及び債務の取扱いについて(提案・説明)	12分
日程第9	協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて(提案・説明)	17分
日程第10	協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(提案・説明)	20分
日程第11	協議第12号 電算システムの取扱いについて(提案・説明)	21分
日程第12	協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて(提案・説明)	23分
日程第13	第6回協議会の開催期日について	26分
日程第14	閉会	28分

会 議 録

第5回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年5月21日
2. 招集の場所 更別村社会福祉センター大ホール
3. 開会 5月21日 9時30分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (30名)
会長 幕別町 岡田和夫
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀧瀬太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 吉村学 宮本真由美
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫
鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子
忠類村 邊見敏夫 齊藤順教 帰山孝夫 小原喜久雄 加藤修治
森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (3名)
忠類村 杉坂達男 南山弘美 村上富二
7. 監査委員
更別村 柏木孝
忠類村 大和田仲善
8. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
9. 専門部会長
幕別町 税務課長 久保雅昭(税務部会長)
農林課長 増子一馬(産業部会長)
企画室副主幹 妹尾真(電算分科会長)
更別村 企画政策室参事 山崎剛(企画部会長)
教育委員会次長 林光男(教育部会長)
農業委員会事務局長 田中博幸(農業委員会副部会長)
住民生活課国保年金主査 安部昭彦(国保年金分科会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宜(保健福祉部会長)
建設課長 吉田隆一(建設部会長)
住民課長 中川正則(住民副部会長)

議会事務局長 坂野松四郎（議会部会長）

10. 事務局

事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広

11. 報告

報告第14号 新町建設計画小委員会の報告について

12. 認定

認定第1号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について

13. 協議

協議第6号 公共的団体等の取扱いについて
協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて
協議第8号 防災関係事業の取扱いについて
協議第9号 財産及び債務の取扱いについて(提案・説明)
協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて(提案・説明)
協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(提案・説明)
協議第12号 電算システムの取扱いについて(提案・説明)
協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて(提案・説明)

14. 会議録署名委員の指名

幕別町 吉村学 宮本真由美

15. 傍聴人 (7人)

議事の経過

(平成16年5月21日 9:30 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 皆さん、おはようございます。

時節がら何かとお忙しい中、そしてまた、本日は朝早くから、第5回の協議会、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、委員の半数以上のご出席を頂いておりますので、規約第10条第1項の規定により、ただ今から第5回十勝中央合併協議会を開会致します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

お手元の議事日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) それでは、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、幕別町の吉村委員、同じく宮本委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 次に、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 忠類村の杉坂達男委員、南山弘美委員、村上富二委員から、欠席される旨のご連絡を頂いております。

なお、本日は、のちほどご審議を頂きます「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定」にかかわりまして、十勝中央合併協議会規約第16条の規定に基づき、監査委員の皆さんにご出席を頂いておりますので、僭越^{せんえつ}ではございますが、私の方からご紹介をさせて頂きますので、監査委員さんは、ご起立を頂きたいと思っております。

更別村の柏木孝監査委員でございます。

監査委員(柏木孝) よろしくお願ひします。

局長(金子隆司) 忠類村の大和田仲善監査委員でございます。

監査委員(大和田仲善) 忠類村の大和田仲善監査委員でございます。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

局長(金子隆司) よろしくお願ひを致します。

以上でございます。

[報告第 14 号 新町建設計画小委員会の報告について]

議長（岡田和夫） それでは、日程第 3、報告第 14 号「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（齊藤順教） 十勝中央合併協議会小委員会規程第 9 条の規定に基づき、第 4 回及び第 5 回新町建設計画小委員会の会議内容につきまして、1 ページにございます議案に沿って報告させていただきます。

1 番目の第 4 回新町建設計画小委員会でございますが、(1) の開催日時場所でございますが、4 月 16 日、午前 10 時から約 2 時間 20 分、幕別町百年記念ホールで開催されました。

(2) の出席者ですが、18 名中 16 名が出席されました。

(3) の会議内容でございますが、第 4 回の協議会でご説明致しましたとおり、「住民アンケート調査結果」につきましては、取り急ぎ報告させていただきましたので、今回はその部分を除き、会議内容を報告致します。

まず(1)の「3 町村の住民組織及び新町建設小委員会の意見集約について」でございますが、新町将来構想の方向性について、3 町村の住民組織との意見交換と小委員会における意見交換の内容を集約したものを確認し、了承されました。

また、(2)の「新町将来構想案の前段について」でございますが、新町将来構想案の前段部分である第 1 章から第 3 章までの協議を行い、原案のとおり了承されたところであります。協議会への提示は、全体が承認されたのち、報告させていただきます。

(3)の「将来像・基本目標に係る方向性について」でございますが、将来像・基本目標に係る方向性については、分野別に三つのグループに分かれ、意見交換を行いました。

続きまして、2 番目の第 5 回新町建設計画小委員会でございますが、(1) の開催日時場所でございますが、5 月 10 日、午後 1 時 30 分から約 2 時間 10 分、忠類村コミュニティセンター大ホールで開催されました。

(2) の出席者ですが、18 名中 17 名が出席されました。

(3) の会議内容でございますが、まず(1)の「分野別意見・提言集約について」でございますが、第 4 回の新町建設計画小委員会において、分野別に分かれて意見交換を行った内容につきまして、意見集約したものを確認し、了承されました。

それから(2)の「新町将来構想案の後段について」でございますが、新町将来構想案の後段部分である第 4 章から第 5 章につきましては、協議を行いましたところ、大方は了承されましたが、若干の修正案が出ましたので、次回の小委員会において修正案を踏まえまして、継続審議とすることに致しました。

最後に(3)の「新町建設計画における主要施策について」でございますが、分野別に分かれて意見交換を行いました。1度では終わりませんので、次回以降も継続して行うことになりました。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 委員長からの報告が終わりました。

皆さんからのご意見、ご質問等ございましたら、お受け致したいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見、ご質問がございませんので、報告第14号につきまして、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[認定第1号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について]

議長(岡田和夫) 次、日程第4、認定第1号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 認定第1号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

平成15年度歳入歳出予算につきましては、当初予算額は、歳入歳出ともに1,500万4,000円でありましたが、3月に開催されました第3回協議会におきまして、歳入歳出ともに402万3,000円の減額補正の決定を頂き、予算現額は1,098万1,000円となっているところであります。

それでは、はじめに歳出決算額につきまして、ご説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費、予算現額405万5,000円に対しまして、支出済額313万1,241円、不用額92万3,759円であります。

本目につきましては、事務局の運営経費であります。9節旅費79万6,596円の支出のうち、普通旅費46万7,696円につきましては、道庁打ち合わせ、全道合併事務局長会議、道外先進地視察研修の随行に要した経費であります。

また、日額旅費32万8,900円につきましては、更別村、忠類村の管理職職員4名にかかわるものであります。

11節需用費16万9,457円の支出のうち、消耗品費12万1,550円につきましては、新聞購読料2紙と事務用消耗品などに要した経費であります。

また、印刷製本費4万2,000円につきましては、協議会封筒印刷代であります。

公用車燃料代5,907円につきましては、専門部会、分科会等の会議出席の際には、

幕別町の公用車を使用しておりますので、その燃料代として支出したものであります。

12節役務費 8万1,963円の支出のうち、通信運搬料 7万2,303円につきましては、3回線分の電話料でありまして、振込手数料 9,660円につきましては、各種支払いに際して要した振込手数料であります。

14節使用料及び賃借料 51万9,468円につきましては、コピー機 2台のリース料であります。

なお、3月分のコピー使用枚数の大幅な伸びにより、19節負担金から 16万1,000円を流用させて頂いたところであります。

18節備品購入費 12万677円につきましては、事務用備品として、キャビネット、テプラーなどの購入に要した経費であります。

19節負担金 144万3,080円の支出のうち、時間外勤務手当 97万7,313円につきましては職員 4名分、臨時職員賃金等 46万5,767円につきましては、臨時職員 1名にかかる費用を、それぞれ所属を致します町村へ負担したものであります。

なお、本節から 14節使用料及び賃借料に 16万1,000円を流用させて頂いております。

次に、4ページをお開きください。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費、予算現額 367万1,000円に対しまして、支出済額 366万2,731円、不用額 8,269円であります。

本目につきましては、協議会の会議運営経費であります。1節報酬 37万1,000円につきましては、協議会 3回、小委員会 1回の開催にかかわる学識経験委員の報酬であります。

9節旅費 285万4,870円の支出のうち、費用弁償 9,120円及び日当 9万8,750円につきましては、学識経験委員にかかわる協議会及び小委員会出席に伴う経費であります。

また、道外研修 274万7,000円につきましては、2月に実施を致しました道外研修視察に参加されました委員 26名、幹事 4名の旅費であります。

なお、3,000円を 12節役務費に流用させて頂いております。

11節需用費 32万4,733円の支出のうち、消耗品費 25万9,423円につきましては、コピー用紙等の事務用消耗品であります。

食糧費 6万5,310円につきましては、協議会、小委員会及び幹事会におけますお茶代のほか、2月に開催致しましたタウンウォッチング等の昼食代であります。

なお、コピー用紙の使用増によりまして、13節委託料から 1万1,000円を流用させて頂いております。

12節役務費 1万9,820円につきましては、協議会及び小委員会議案の郵便料であります。

なお、第3回協議会にかかわる郵便料の増加により、9節旅費から3,000円を流用させて頂いております。

13節委託料9万2,308円につきましては、協議会及び小委員会の会議録作成にかかわる委託料であります。

なお、11節需用費へ1万1,000円を流用させて頂いております。

2目調査研究費、予算現額260万3,000円に対しまして、支出済額257万9,395円、不用額2万3,605円であります。

本目につきましては、合併にかかわる各種資料等の作成のほか、新町の発足に向けた準備作業にかかわる委託経費が主たるものであります。

11節需用費22万5,120円の支出につきましては、住民アンケートにかかわる封筒印刷代及び新町将来構想、新町建設計画策定作業の際に必要な3町村が一体となった管内図の作成印刷代であります。

12節役務費38万2,375円につきましては、住民アンケートにかかわる調査票の発送及び返送に要した郵便料であります。

なお、返信の締切日を延長したことによりまして、13節委託料から6,000円を流用させて頂いております。

13節委託料197万1,900円につきましては、新町将来構想策定、住民アンケート、事務事業の一元化、例規一覧表作成にかかわります業務の委託経費であります。

なお、12節役務費へ6,000円を流用させて頂いております。

3目広報広聴費、予算現額35万2,000円に対しまして、支出済額35万1,269円、不用額731円であります。

本目につきましては、協議会だより発行に要する経費であります。11節需用費35万1,269円につきましては、4回分の協議会だより、各号1万1,600部にかかわる印刷費であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額30万円は、同額、不用額であります。

歳出決算合計額につきましては、予算現額1,098万1,000円に対しまして、支出済額は972万4,636円で、不用額は125万6,364円であります。

次に、歳入決算額につきましては、ご説明を申し上げます。

2ページにお戻り頂きたいと存じます。

1款負担金、1項負担金、1目負担金、これは3町村の負担金であります。

歳出決算額のうち、協議会だよりにかかわる経費を世帯数割、その他の経費を均等割と致しまして、各町村の負担額を求めたものですが、調定額778万円と同額の収入済額であります。

2款補助金、1項補助金、1目補助金は、北海道地域政策補助金であります。

歳出の2款事業費から食糧費分を除いた経費が補助対象経費となりますが、調定

額 320 万円と同額の収入済額であります。

3 款諸収入、1 項諸収入、1 目諸収入は、預金利子であります。

調定額 16 円と同額の収入済額であります。

歳入決算合計額につきましては、予算現額 1,098 万 1,000 円に対しまして、1,098 万 16 円の収入であります。

再び、4 ページをお開き頂きたいと存じます。

表の欄外に記載してございますように、収入済額 1,098 万 16 円から支出済額 972 万 4,636 円を控除致しました差引残額 125 万 5,380 円を平成 16 年度繰越金とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 引き続きまして、監査報告を頂きます。

柏木監査委員、お願い致します。

監査委員（柏木孝） ただ今、ご紹介頂きました、柏木と申します。

私から、平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算にかかわります監査結果を報告させていただきます。

去る 4 月 28 日、午前 10 時から更別村役場 3 階の議員控室におきまして、平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算について、予算差引簿、歳入歳出簿、預金通帳並びに関係書類を、十勝中央合併協議会事務局職員立会^{りっかい}のもと、監査を実施致しました。

その結果、その処理が適正でありましたことを認めましたので、ここにご報告致します。

平成 16 年 4 月 28 日、十勝中央合併協議会会長岡田和夫様、十勝中央合併協議会監査委員柏木孝、同じく監査委員大和田仲善。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 今、事務局からの説明、そして監査委員からの報告が終わりましたので、皆様のご質問、ご意見を、お受け致したいと思えます。

何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問、ご意見がございませんので、認定第 1 号「平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、認定第 1 号については、原案のとおり、認定されました。

[協議第 6 号 公共的団体等の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、協議第 6 号から協議第 8 号までにつきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

まず、はじめに日程第 5、協議第 6 号「公共的団体等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 6 号「公共的団体等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第 4 回協議会におきまして、提案・説明をさせて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして説明に代えさせて頂きます。

『公共的団体等については、新町の速やかな^{すみ}一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- 1、3 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
- 3、独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。』と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見等、お受け致したいと思えます。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がないようでありますので、協議第 6 号「公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 6 号については、原案のとおり、決定されました。

[協議第 7 号 補助金・交付金等の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 6、協議第 7 号「補助金・交付金等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 7 号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、

ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本協議案件につきましては、調整方針の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

『補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。

1、3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。

2、3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の^{きんこう}均衡を保つように調整する。

3、整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する』と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見等、お受け致したいと思います。

何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がございませんので、協議第7号「補助金・交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第7号については、原案のとおり、決定されました。

[協議第8号 防災関係事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第7、協議第8号「防災関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第8号「防災関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本協議案件につきましては、調整方針の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

『1、防災会議については、新町において設置する。

- 2、地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 3、相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。
- 4、防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 防災関係事業の取扱いについて、今、説明がありました。

皆さん方からご意見等ございましたら、お受け致したいと思えます。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第8号「防災関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第8号については、原案のとおり、決定されました。

[協議第9号 財産及び債務の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第8、協議第9号から日程第12、協議第13号までの5協議項目につきましては、本日は提案・説明とし、次回の協議会で協議を致したいと思えます。

それでは日程第8、協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第9号「財産及び債務の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は9ページ、資料は1ページからになりますが、まず、資料の1ページをご覧ください。

本表につきましては、平成14年度末現在におけます、3町村が所有している財産及び債務の状況を表した総括表^{あらわ}ではありますが、3町村の決算書^{そうかつ}をもとに整理をさせて頂いたところでもあります。

財産につきましては、地方自治法上、公有財産、物品、債権及び基金の4種類に分類されておりますことから、これに従いまして、それぞれの現在高を記載したものであります。

また、債務につきましては、会計年度を超えて将来に渡って支払義務が生じます地方債及び債務負担行為^{こうい}につきまして、残高及び支出予定額を記載したものであり

ます。

2 ページ以降につきましては、財産及び債務について、1 ページの総括表の分類ごとに、別紙と致しまして、その詳細を掲載したものでありますが、2 ページから5 ページまでは、公有財産の内訳につきまして、2 ページには、土地の用途別状況及び立木推定蓄積量の状況を、3 ページには、建物の用途別の状況を、4 ページには、株券、会員券等の有価証券の状況を、5 ページには、法人に対する出資金や出捐金など、出資にかかわる権利の状況につきまして、それぞれ3 町村横並びに整理したものであります。

なお、「出捐金」という意味合いですが、一般的には、財団法人の設立に際しましての寄付行為と致しまして支出する場合の経費に使われておりまして、寄付に近い性格を有するものであります。

6 ページにつきましては、物品の主たるものと致しまして、公用車の状況について整理をしたものであります。

7 ページにつきましては、債権のうち、税、貸付金、使用料など、主たるものの状況について整理したものであります。

8 ページにつきましては、各種基金、積立金等の状況について整理したものであります。

9 ページにつきましては、会計別に地方債残高の状況について整理したものであります。

10 ページにつきましては、事由別に債務負担行為額の状況について整理したものであります。

11 ページにつきましては、財産及び債務の取扱いに関する参考法令と致しまして、地方自治法の抜粋を。

12 ページの冒頭には、今国会に提出されました、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆる改正合併特例法第5 条の11 を載せておりますが、この条文におきましては、「合併特例区が成立する際、現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区成立の時に当該合併特例区が承継するものとする」とされているところであります。

12 ページにつきましては、財産債務にかかわる用語解説を載せております。

13 ページにつきましては、新設合併の場合における財産、債務の取扱いに関する先進事例ではありますが、多少の表現の違いはありますものの、いずれの合併協議会におきましても、すべての財産、債務を新町に引き継ぐとしているところであります。

議案書の9 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する』と、するものであります。

なお、ただし書きの部分であります。1点目と致しましては、財産のうち基金につきましては、新設合併により3町村の法人格が消滅すると同時に、基金も単なる現金となりますことから、新町において設置が必要な基金については、その基金の目的など、別途協議をする必要があるものであります。

2点目と致しましては、先ほど若干説明させて頂きましたように、今国会に提出されました「市町村の合併の特例等に関する法律案」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」におきまして、地域自治組織制度の創設が盛り込まれているところであります。

現在、その選択肢につきまして、地域自治組織等小委員会において、審議・検討中であります。

とりわけ前段の二つの法律案におきましては、法人格を有する合併特例区の創設が規定されているところであります。

この合併特例区につきましては、「合併関係町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして協議で定めるものは、合併特例区が承継することができる」旨の規定が置かれているところであります。承継できる権利がどのようなものを指すかは、定かにはなっていないものの、本協議会におきまして、合併特例区を設置することの協議が整った場合におきましては、財産の取扱いに及ぶ協議がなされるものと想定されますことから、この部分におきまして、別途協議とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 事務局より説明がございました。

協議第9号の今の説明の内容についてのご質問等があれば、お受けを致したいというふうに思います。

水口委員。

委員（水口光浩） ただ今の基金の取扱い等について、もう少し詳しく説明して頂けたら、ありがたいんですけども。

別途協議についてですね、それについて、詳しく説明して頂きたいんですが。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 基金の内容等につきましては、今般、議決を頂きますれば、次回になりますけれども、そのあと、専門部会等で検討がなされるわけでありまして、財政調整基金をどの程度の規模にするか。

財政調整基金については、あまり目的ありませんけれども、その他、特定目的基金について、どういう額で、どういう目的にするのかというようなことを検討する

ということになります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） ちょっと違うかな。

要するに今、水口委員が言われたのは、本来であれば、基金も、いわゆる財産は全部新町に引き継ぐと。

ただ、自治組織ができたときには、その基金の一部を自治組織の中で運用できる、その内容という意味だったですか。

事務局長。

局長（金子隆司） 基金の種類ということになりますればですね、先ほど申し上げました専門部会等で十分な検討必要かと思えますけれども、いわゆる特例区が設置をされた場合には、基金を承継できるというようなことがございます。

具体的には、例えば、地域振興基金というようなものが考えられるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

ほかに何か、今の説明内容について、ご質疑があれば。

杉山委員。

委員（杉山勝彦） 民間の金融機関等が合併する場合には、財産、債権、債務、それぞれ簿価と実勢価格^{ほか}というのを査定するわけですが、自治体の場合には、そういう、例えば、株券なり出資金持っていても、それが毀損^{きそん}されて価値が下がっている、あるいは上がっているという場合がありますけども、そういう査定というか、評価というの、そういうことはするのでしょうか。

これ分からないんですけども、質問致します。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 民間の場合はそのような、いわゆる、その簿価の修正を含めての引き継ぎが行われるかと思えますけども、公共団体の場合は、財産台帳そのものを引き継ぐことによりまして、引き継がれるということになりまして、見直しは、なされません。

以上でございます。

議長（岡田和夫） ほかにございませんか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 希望なんですけども、考え方も一緒に聞きたいと思いますが。

今の資料ですと、14年度を基準にして資料を出していますね、基金、それから財産と。

これ14年ですと、大変、これから17年度に向けて合併する上において、まだもっと新しい状況のものを資料提出しなければならぬかと思う。少なくとも

15年、あるいは16年くらいは出せないのか、その辺、ちょっとお伺いします。

議長（岡田和夫） 先ほども説明にあったんですけども、この財産調書というのは、決算書に出される書類なもんですから、今、14年度の決算までしか出ていないわけでありまして、そういう資料になって、おそらく15年度の決算、それぞれの議会で最終的に認定頂くのは、早くても9月、あるいは12月になるわけですから、その時点になれば15年度の資料としては出ると思いますけれども。

今、言うように16年度ということになりますと、さらに1年遅れということになるかというふうに思いますけれども、あくまでも決算によって財産の調べというのが出てくるということで、ご理解頂ければと思います。

ほか、よろしいですか。

はい。

副会長（安村豊治） 副会長で、ちょっと発言するのもどうかと思いますけれども、ちょっと参考のためにですね、事務局にお聞きしておいた方が、皆さんも参考になるのではないかなというふうに思います。

それで、発言をさせていただきますけれども、すべて新町に引き継ぐということはですね、地方自治法からいけば当然だというふうに思ひまして、特に異議がないわけでありまして、例外的にはですね、このただし書きを省いた場合、どんなことが想定されるのか、ちょっと分かれば、その辺をちょっと教えて頂きたいと思います。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） ただし書きの部分でありますけれども、基金につきましては、それぞれの法人格が消滅するというようなことから、単なる現金になります、色が付いていないといいますが、そのようなことがございます。

従いまして、その単なる現金になったものを、どういう目的のために、どのような額を積み立てるのかというようなことについては、基金の内容等については、専門部会で検討して頂くということになります。

なお、その次にまいります、「及び」の部分であります。

今、現在、自治組織の小委員会で自治組織の関係を議論してございます。場合によりましては、特例法を用いた特例区というような選択が起きた場合には、今、基金の内容等々については明示されておりませんが、その可能性が十分ございます。そんなことを含めまして、この文言を足しておかなければならないということでございます。

議長（岡田和夫） ほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ほかにご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行いたいと思います。

[協議第 10 号 一般職の職員の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 9、協議第 10 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 10 号「一般職の職員の身分の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 10 ページ、資料は 14 ページからになりますが、まず、資料の 14 ページをご覧ください。

14 ページには、3 町村の職員の定数及び実際に配置されております職員数を整理致しております。

15 ページには、職員の種類について記載しておりますが、幕別町では部長制、更別村はスタッフ制、忠類村は課長制が採られておりますことから、職員の種類について差異があります。

同じく 15 ページには、職員の給料の状況を記載しておりますが、給料表は 3 町村ともに同じですが、初任給については差異があります。

16 ページにつきましては、給料表の級別職務分類を記載しておりますが、職員の種類が異なっておりますことから、内容に差異があります。

17 ページから 19 ページにつきましては、諸手当の状況を記載しております。

管理職手当につきましては、幕別町において部長制が置かれている点で、他の 2 村と異なっております。

扶養手当につきましては、3 町村ともに国の基準と同じであります。

住居手当につきましては、自己所有住宅、借家・借間ともに差異があります。

寒冷地手当から 18 ページの退職手当、期末・勤勉手当に至ります三つの手当につきましては、3 町村ともに同様の内容となっております。

宿日直手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当につきましては、支給対象の違いをはじめ、町村によっては制度のない手当もあるなど、3 町村に差異が見られます。

19 ページになりますが、勤務時間 1 時間当たりの単価及び時間外勤務手当につきましては、単価の算定方法や支給率の点で差異があります。

休日勤務手当及び夜間勤務手当につきましては、3 町村ともに同じ内容となっております。

20 ページの退職^{かんしょう}勸奨制度につきましては、対象者、特別昇給などの内容的に相当の差異があります。

21 ページにつきましては、一般職の身分の取扱いに関する法令と致しまして、地方公務員法の^{ばっすい}抜粋を載せております。

22 ページにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律の抜粋ではありますが、第 9 条に、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と規定されているところであります。

23 ページ及び 24 ページにつきましては、先進事例であります。

議案書の 10 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1、3 町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3、職名については、人事管理及び職員の^{しよぐう}処遇の適正化の観点から、合併時まで統一するよう調整する。
- 4、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時まで統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局より説明がありました。

今の説明内容についてのご質問等があれば、お受けを致したいというふうに思います。

よろしいでしょうか。はい。

副会長（安村豊治） これまた、私の方から発言させて頂いて恐縮なんですけどね、要するに合併後のそこに、総合支所として残る人員、職員数というのは、非常に、特に小規模町村である忠類さんも同じだと思っんですけども、それが一番関心を持っていることではないかなというふうに思っんですね。

従って、極力早くですね、総合支所の^{がいねん}概念、それからそこに残るですね、行政職の数字というものを住民の皆さんにより早くですね、開示する必要があるのではないかと、そんなふうに、こう思うわけですね。

さらに、この定数管理については、新しい町ですね、策定するということになりますけども、そうしますと、それは新しい町にならなければですね、職員数が一体何人残るのかというのは、これは分からないというようなことになってくるわけでありまして、そういう部分からいくと、非常に小規模町村である私の村はですね、いろんな意見が出てくるのではないかなという懸念材料があるわけでありまして。

私どもは任意協に入る前からですね、地域内分権ということで、これを基本にしているわけでありまして、そういう部分から、地域内分権を一定程度確保して頂く

ということになれば、本所・総合支所という関係でもですね、例えば、職員数の配置が二重投資といいますか、余分な経費がかかってもやむを得ないのではないかと、そんなふうに、こう思っているものでありますから、そんなふうに、ちょっと、ぜひ次回までにですね、もうちょっと、職員数についてはメリハリのある議案提案をお願いをしたいというふうに思っております。

また、任意協のですね、こういう『これからのまちづくり』と、ダイジェスト版の中でですね、人件費の削減効果ということで、これは職員数、それから合併後目標職員数ということになっておりまして、これはあくまでも類似団体からの推計ということで、総合支所2カ所ですね、67名ですよということになっているわけですね。これは類似団体からいけば、67名ということになっているわけですね。

ただ、このようにされてしまうと、なかなか忠類さんも、2カ所で67名ですから、なかなか大変でないかなというふうに思うんですね。

ですから、もうちょっとその辺のところ、次回までに、メリハリをつけたですね、ちょっと、議案提案をお願いしたいと、そんなふうに、こう思っております。

以上です。

これは意見ですから。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 今、ご心配の点につきましては、地域自治組織等の小委員会に付託された案件でございますが、この中では、事務組織及び機構の取扱いにつきまして付託されておりますことから、私どもの方からは、提案するということではありませんが、小委員会等の報告を待ちまして、それを受けた、配慮した検討がなされるということになるかと思っております。

以上です。

議長（岡田和夫） はい。

副会長（安村豊治） もう1回、重ねて。

そう致しますと、ここの協議事項のですね、1、2、3、4と、4項目ありますけども、この2についてですね、不突合といいますか、ちょっとそぐわない文面でないかなというふうに思いますけども、その辺も、今日は、回答はよろしいですので、その辺も次回までに整理を、整理ができるのであればですね、ひとつお願いをしたいということを申し添えて、私の質問とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長（岡田和夫） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ほかにご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行いたいというふうに思います。

[協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 10、協議第 11 号「特別職の身分の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 11 号「特別職の身分の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 11 ページ、資料は 25 ページからになりますが、はじめに、資料の 25 ページをご覧ください。

25 ページにつきましては、常勤の特別職の設置及び給与等の状況について記載しておりますが、忠類村の収入役が助役兼掌けんしょうとなっているほか、給料月額、期末手当加算率、寒冷地手当の支給につきまして、差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。

なお、任期は各法令の定めるところによる。常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する』と、するものであります。

26 ページにつきましては、議会議員の報酬等の状況であります。報酬月額、期末手当の各期の支給率及び加算率に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。

なお、定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)」で別に協議する。』と、するものであります。

同じく 26 ページに、各種行政委員会委員等の報酬の状況について記載しております。

設置している行政委員会については 3 町村ともに同じですが、報酬額及び農業委員会会長代理職の設置の有無に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。

報酬額は、合併時まで調整する。

農業委員会委員については、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 9)」で別に協議する。』と、するものであります。

27 ページから 30 ページまでは、「その他の条例で定める特別職」のうち、審議会・委員会等の附属機関の委員の報酬額について、また、31 ページは、その他の特別職の報酬額を整理したものであります。3 町村における設置状況や報酬額に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3 町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時

に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものについては、そのあり方について調整する。』と、するものであります。

32ページにつきましては、行政委員会の制度の概要を取りまとめたものであります。

33ページにつきましては、新設合併の場合におけます行政委員会委員の身分の取扱いについて整理したものであります。

34ページ、35ページにつきましては、特別職の職員の身分の取扱いに関する法令として、地方自治法と地方公務員法の抜粋を載せております。

36ページ、37ページにつきましては、特別職の職員の身分の取扱いに関する先進事例であります。

議案書の11ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1、町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。

常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。

2、議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。

3、行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。

報酬額は、合併時まで調整する。

4、その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 特別職の身分の取扱いについて、事務局より説明がありました。

今の説明内容に関しまして、ご質疑等ございましたら、お受け致したいと思えます。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、特別職の身分の取扱いについての協議は、次回に行います。

[協議第12号 電算システムの取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第11、協議第12号「電算システムの取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 12 号「電算システムの取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 12 ページ、資料は 38 ページからになりますが、はじめに、資料の 38 ページをご覧ください。

本表につきましては、電算にかかわる各種システムの状況について整理したものであります。

基幹業務システム及び内部情報システムにつきましては、使用しているコンピュータの形態とその処理方式に差異がありますが、3 町村ともに庁内のネットワークは整備されております。

また、業務体制につきましても、3 町村同様となっております。

個別業務システムにつきましては、処理方式、業務体制のいずれも、3 町村同様となっております。

このようなことから、調整の具体的内容と致しましては、『電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。』と、するものであります。

次に、情報ネットワークにつきましては、3 町村の現況に差異があることから、調整の具体的内容と致しましては、『本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。』と、するものであります。

39 ページと 40 ページには、主な電算システムの導入状況を記載しております。

41 ページには、電算システムの取扱いに関する先進事例を載せております。

議案書の 12 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1、電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。

2、本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 事務局よりの説明が終わりました。

今の説明内容について、ご質問がございましたら、お受け致したいと思いますが、よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 13 号 国民健康保険事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 12、協議第 13 号「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 13 号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 13 ページ、資料は 42 ページからになりますが、はじめに、資料の 42 ページをご覧ください。

資料の 42 ページから 43 ページにかけて、3 町村におけます国民健康保険税の課税等の状況について、記載致しております。

賦課形態につきましては、保険税ということで同一であります。税率につきましては、医療保険分、介護保険分ともに 3 町村に差異があります。

資料 43 ページになりますが、課税限度額につきましては、同一であります。法定軽減制度につきましては、税法上、^{おうえき}応益割合に応じて適用される軽減の割合が異なっておりますことから、幕別町と忠類村が 7 割、5 割、2 割、更別村が 6 割、4 割の軽減割合となっております。

納期につきましては、幕別町が 6 期、更別村が 4 期、忠類村が 3 期と、それぞれ異なっております。

このようなことから、調整の具体的内容と致しましては、『賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。

法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。

納期については、合併時まで調整する。』と、するものであります。

次に、保険給付につきましては、療養の給付から葬祭費まで、3 町村が同じでありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

高額療養費貸付あっせんにつきましては、貸付金額及び貸付利息ともに 3 町村が同じでありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

資料 44 ページになりますが、保健事業につきましては、医療費通知を 3 町村と

もに実施致しておりますが、健康教育の面におきましては、幕別町では、国民健康保険事業として健康教育講演会や健康教育を実施しているのに対しまして、更別村及び忠類村は、これらを一般会計において実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において調整する。』と、するものであります。

最後の、国民健康保険運営協議会につきましては、任期は3町村ともに同じですが、委員定数に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に統合する。』とするものであります。

45 ページから 49 ページまでは、国民健康保険制度の概要について取りまとめたものであります。

50 ページから 55 ページまでは、国民健康保険事業の取扱いに関する法令として、地方税法、同法施行令、市町村の合併の特例に関する法律、国民健康保険法の抜粋を載せております。

56 ページ、57 ページにつきましては、国民健康保険事業の取扱いに関する先進事例であります。

議案書の 13 ページをお開きください。

調整方針と致しましては、

- 『 1、国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2、国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。
- 3、国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。
- 4、国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。
- 5、保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6、保健事業については、新町において調整する。
- 7、国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 国民健康保険事業の取扱いについて、今、事務局より説明がありました。

今の説明の中で、何かご質問等ございましたら、お受け致したいと思えます。
赤津委員。

委員（赤津寛一郎） ただ今、国保についての説明がありました。いよいよ住民に絡む大事な分野に入ってきたわけなので、そこでひとつ、いろいろ調整の段階でお聞きしたいと思います。

特に調整の、この2の部分ですね、この2の部分の中に、「5年で統一する」というようなことになっておりますが、この3町村の国保の現況をみると、小さなまちが、忠類、更別さんが、更別が、税率が低い状況にあるわけであります。

いろいろこれ、国保は特に何ていうんでしょう、雲を掴むように難しい問題が出るわけで、大変でしょうが、この2町村がいつかこんなにこんなになるといくなると、住民理解度がなかなかできるのか、できないのかという問題があります。

そして、もう一つ。本来ですと、どちらかというところ、この「幕別の税率を基準に統一する」というふうになっておりますが、結果としてこういうふうになればいいんですが、一番最初に白紙の段階で、この資料に基づいた、そういった論議はなかったのか、幹事会の中では、その辺をちょっと、お聞きしたいと思います。

裏付けられた方針であれば、白紙で判断して、こういうふうになりますよと。そして結果としては、ちょうど幕別のようになったんですよとかというふうになれば、案外、理解がしやすいと思うんですが、最初から、それは論議はしていると思えますけど、幕別に統一するというと、なかなか、上がる分野の町村では難しいような気が、理解が得られるのかなという不安があるものですから、その辺についてちょっと、お伺い致します。

議長（岡田和夫） 幹事長。

幹事長（西尾治） お話しがございましたご意見につきましては当然のことで、幹事会においても、そういう議論になりました。

当初はですね、「幕別町の現行税率に統一する」という文言で幹事会に提案があったわけでございますけれども、今、お話しがございましたように、特定の町村の名前を入れることによって、いわば上がる村の方からすればですね、極めて拒否反応が強いのではないかというような、ご指摘も当然ございました。

ただ私どもと致しましては、世帯数からいいますと、幕別町が4,000、2村あわせて1,000でございますので、どのような調整を致しましても、少なくとも幕別町に近いような基準に合わせないと、国保税の健全財政、保っていくことができない。

ですから名前を上げないにしても、結果として住民説明をする段階においてですね、では、どのくらいになりますというご質問があればですね、幕別町に近いような税率になりますよということを、2村の住民説明会の中では、お話しをしなければならぬという実態になるのだらうということが、あらかじめ想定できましたことから、できる限り住民の方に理解を得るためには、確かに上がる方としては大変だという思いがあるのでしょうか、そういう基準で、きちんと示した方が、か

えって住民の皆さんが、こうなるのだなというご理解を頂けるのかなと、そんな思いがございまして、幕別町という名前を使わせて頂きました。

ただ当初、現行のと、8.5%という所得の賦課率でございますけれども、幕別町自身も何とか引き下げる努力も、この合併が決まるまでにはですね、できることなら、させて頂ければなという思いもございまして、こういう文言にさせて頂きました。

議長（岡田和夫） 赤津委員。

委員（赤津寛一郎） 今の説明で、それなりにそのことにつきましては理解というか、分かったわけですが、できることであれば、2村についての、国保の差額、まだシミュレーションどういふようになるのか、ちょっと具体的なものは分かりませんが、多分、小さいまちは、それなりにかなりの率になると思います。

少なくとも倍ぐらいにはなるのかなというふうに思っておりますので、なんとか5年経過の間の中で、なんなりの救済というか、そういったものが講じられないのか、もう1点、ここで聞きたいと思います。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） なるほど、ご心配のとおりの方が起きるといふ前提に立ちまして、特例で認めております不均一課税、5カ年度ですね、これを選択をさせて頂いたということでありまして。

ただ、それに上積みされるような激変緩和措置につきましては、法は意図しておりませんが、いわゆる具体的な処理の仕方としては、一般会計の繰り出し等々の議論があろうかと思っております。

しかしながら、私どもの協議会におきましては、その、新しい首長にかかわる施策の論点からいってですね、そこまでは触れて議論はしなかったということでありまして。

以上でございます。

議長（岡田和夫） あと、ありますか。

次回、また、いろいろご意見、ご協議を頂ければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、質問を終わらせて頂きまして、協議につきましては、次回に行いたいと思います。

[第6回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） それでは、最後になりますが、日程第13「第6回協議会の開催期日」につきましては、ここにありますように、6月25日、金曜日、忠類村コミュニティセンター大ホールにて開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書をもってお知らせを申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

[その他]

議長（岡田和夫） この際ですから、何かございましたら、ご意見等、お伺いしたいと思いますが。

本多委員。

委員（本多芳宏） 今日で5回目の法定協議会ですけども、住民の中からですね、任意協と同じで、広報誌が出ているわけですけども、結果しか分からないと。住民の声がなかなか通らないのではないかという、お話しが聞こえております。

その中で、例えば、公聴会などを開くとか、そういったような、住民の声を聞くような場面というか、アンケートもございましたし、住民検討会議もあったわけですけども、その辺の対応については、どのようにお考えでしょうか。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） ただ今の住民公聴会を含めての、いわゆる協議内容についてですね、住民にすばやく周知がなされるというようなことは、大変重要なことだというふうに理解を致しております。

そのようなことから、先般から幹事会においては、いろんな議論をするわけですけども、公開すると致しました。これは一定の制限はございますけれども、一番早く、その中身についての議論が周知されるという機会であろうかというふうに思っております。

なお、住民の説明会、これは各町村がそれぞれ説明会をしていくというようなことになろうかと思っておりますけども、事業計画の中では7月に住民説明会、これは将来構想を受けましての説明会ということでありましてけれども、この将来構想が確定を致しましたら、ダイジェスト版等にとりまとめを致しますので、それらを活用した中で、今まで協議されました案件の範囲ということにしかありませんけれども、そういう中での議論が出てくるのだらうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 本多委員。

委員（本多芳宏） 今までは調整方針が主に決められてきたわけですけども、これからは、それぞれ、この調整方針に基づいて3町村が納得した中で調整していくと思うのです。そういう中で時間がね、それだけの時間があるのか、ないのかについても、ちょっとお伺いします。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 少し誤解があるかと思っておりますけども、いわゆるAランクといわれているところの部分であります。

この合併協議会におきましては、協定項目 45 項目にかかわりますご判断を頂く

ということでありますので、全内容につきまして、ここで審議をするということにはなりません。

いろんな項目をとりまとめた中での表現を使わせて頂いているということにつきましては、前回、お話ししたとおりでありまして、極めて抽象的^{ちゅうしょうてき}な文言にしかありませんけれども、先進事例を見ましても、そのようなことでとりまとめているというようなことで、ご理解を頂きたいというふうに思います。

議長（岡田和夫） 今、言ったように、協議会で決める部分、さらに今、小委員会の中で議論をして出てくるもの、さらにもっと細かいものは、いわゆる専門部会の中でそれぞれ決まって、住民に周知していくもの。

そういうような段階的なものがあるのだらうと思いますんで、今、言ったように、特に住民の方が一番知りたい、先ほどの国保もそうでしょうし、もっと具体的なものなんかについては、今のこの専門部会の進む状況の中で、順次これから示されていくのだらうというふうに思っておりますんで、特に先ほど言いましたように住民説明会、そしてその中で住民の皆さんの意見を聞く、こちらから決まったことをお知らせしていく、そういった中でこれからとり進めていきたい。

そして方向といいますか、目標としては、12月ぐらいまでには、総体的な方向で進めていきたいというような状況であります。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） それでは、本日の日程、すべて終了させて頂きました。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回十勝中央合併協議会を閉会致します。

どうも、ご苦労さまでした。

10：45 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証す

るため、ここに署名する。

平成16年6月4日

議長（会長）

岡田 和夫

署名委員

吉村 学

署名委員

宮本 真由美